

1 航空機騒音に係る環境基準・指定地域

- 航空機騒音については、環境基本法第16条第1項に基づき、環境基準が定められている。

地域の類型	環境基準	備考
I (住専)	57 dB以下	第1・2種低層、第1・2種中高層等
II (住専以外)	62 dB以下	商業、準工業、工業地域等

- 上記の環境基準が適用される空港周辺の「指定地域」は都が指定するとともに、飛行経路等に大きな変更があった場合には、指定地域の見直しを行う(法定受託事務)。



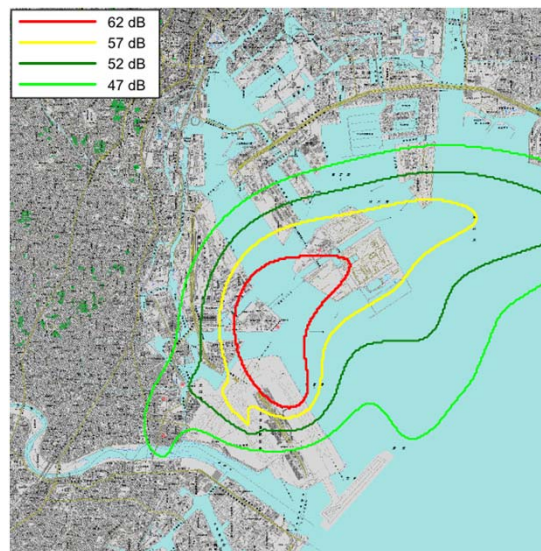
- 国は羽田空港の発着回数を増加させるため、新たな飛行経路を設定し、令和2年3月29日より本格運用を開始したため、**都は指定地域の見直し検討が必要**

<参考：環境基準の見直しに伴う指定地域の見直し(H22-25)>
 評価指標の変更 (WECPNL→Lden) により、都内の指定地域(羽田、横田、厚木、調布、立川)を見直し(大きな変更無)

2 指定地域の見直しの検討方法

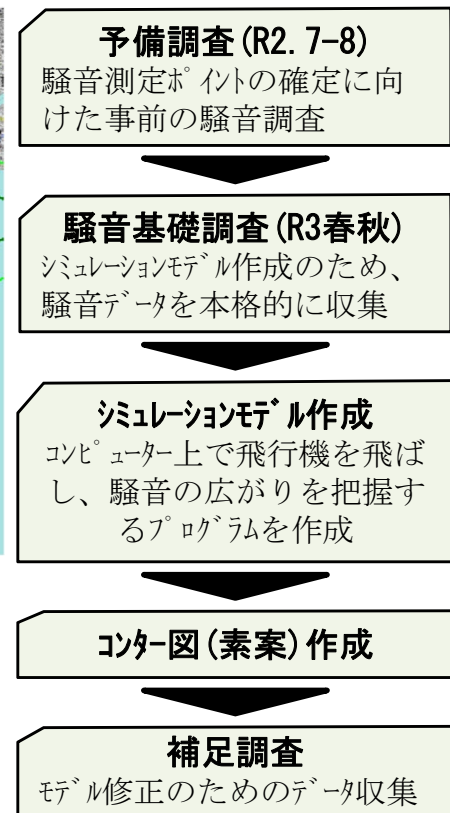
- 新飛行経路の運用による空港・航路周辺への騒音の広がりを把握し、騒音基準を適用すべき「指定地域」をエリアとして可視化するため、騒音コンター図を作成

<騒音コンター図のイメージ>



※ 地図上に騒音値(Lden)を結んだ曲線を等高線のように描くことで、騒音の広がりを可視化

<コンター図作成フロー>



コンター図の作成には、高度な専門知識やノウハウを必要とするため、令和2年度から学識経験者等から構成される検討会を立ち上げ、技術的な助言を受けながら検討を進める。